

（別紙）技術者等の配置まとめ

		専任を要しない工事※			専任を要する工事※				
		現場代理人	主任技術者※	監理技術者※	現場代理人	主任技術者※	監理技術者※	主任技術者 (特定ＪＶ)	監理技術者 (特定ＪＶ)
常勤役員等 (直接補佐する者を含む) ※旧：経営業務管理責任者		○ 配置可 2件まで	○ 配置可	○ 配置可	× 配置不可	× 配置不可	× 配置不可	× 配置不可	× 配置不可
営業所技術者等 (営業所技術者及び特定営業所技術者)		△ 条件付で配置可 (＊１) 2件まで	△ 条件付で配置可 (＊１)	△ 条件付で配置可 (＊１)	× 配置不可	△ 条件付で配置可 (＊６) 1件まで	△ 条件付で配置可 (＊６) 1件まで	× 配置不可	× 配置不可
専任を要しない別途工事※	現場代理人	○ 兼務可 (＊２) 2件まで	○ 兼務可	○ 兼務可	△ 条件付で兼務可 (＊２) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可
	主任技術者※	○ 兼務可	○ 兼務可	○ 兼務可	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊３)or(＊５) 2件まで	△ 条件付で兼務可 (＊５) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可
	監理技術者※	○ 兼務可	○ 兼務可	○ 兼務可	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊５) 2件まで	△ 条件付で兼務可 (＊５) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可
専任を要する別途工事※	現場代理人	△ 条件付で兼務可 (＊２) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊２) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可
	主任技術者※	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊３)or(＊５) 2件まで	△ 条件付で兼務可 (＊５) 2件まで	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊３)or(＊５) 2件まで	△ 条件付で兼務可 (＊４)or(＊５) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可
	監理技術者※	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊５) 2件まで	△ 条件付で兼務可 (＊５) 2件まで	× 兼務不可	△ 条件付で兼務可 (＊４)or(＊５) 2件まで	△ 条件付で兼務可 (＊４)or(＊５) 2件まで	× 兼務不可	× 兼務不可
	主任技術者 (特定ＪＶ)	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可
	監理技術者 (特定ＪＶ)	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可	× 兼務不可

※ 主任技術者： 建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請・下請・請負金額に係わらず、全ての工事で配置が必要

※ 監理技術者： 総額5,000万円(建築一式工事である場合にあっては8,000万円)以上の下請契約を締結する場合、または発注者から指示があった場合に、主任技術者に代えて配置が必要

※ 専任を要しない工事： 請負金額が4,500万円(建築一式工事である場合にあっては9,000万円)未満の工事

※ 専任を要する工事： 請負金額が4,500万円(建築一式工事である場合にあっては9,000万円)以上の工事

※ 「〇件まで」といった表記のない欄についても、適切な施工を担保するため、発注者との協議により概ね2～3件程度（移動距離や工事の重複期間を考慮）とします。

※ 同一工事内における現場代理人と技術者の兼務は、建設業法に基づく常勤役員等や営業所専任技術者などの他条件により、そもそも現場への配置が認められていない者を除き、兼務可能とします。

（＊１）営業所技術者等を、専任を要しない現場に配置できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。

- ・当該工事の契約を締結する営業所に属する営業所技術者等である場合
- ・当該工事箇所と上記の営業所が茨城県内に所在する場合
- ・入札参加者等が当該技術者について、工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事するとした場合

（＊２）現場代理人が兼務できるのは、以下の条件のいずれかを満たし、それぞれの現場に連絡員（施工する建設業者と直接的な雇用関係にある常勤の職員に限る）場合をいう。

- ・兼務する工事が、どちらも予定価格が4,500万円（税込）未満の工事であり、かつ2件までである場合
- ・兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が牛久市内もしくは工事現場間の距離が直線距離で10km程度以内である2件の工事の場合（事前に両発注者に確認願います）
- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事の場合（新たに兼務する工事が随意契約の場合に限る）なお、牛久市以外が発注する工事との兼務については、当該発注機関（県や他市町村等）が認める場合

（＊３）専任を要する工事において、主任技術者が兼務できるのは、以下の条件をすべて満たす場合をいう。なお、監理技術者については適用しない。

- ・兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が牛久市内もしくは工事現場間の距離が直線距離で10km程度以内である場合（事前に両発注者に確認願います）
- ・兼務するいずれの工事においても、現場代理人、監理技術者、特定ＪＶの技術者でない場合
- ・建設業法に規定する常勤役員等や営業所技術者等でない場合

（＊４）兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例２号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。

- ・予定価格が1億5千万円（税込）未満の工事
- ・茨城県内で施工される工事
- ・維持工事(24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事)同士でないこと
- ・要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること

（＊５）兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例１号の場合の監理技術者等が2件までの工事を兼務することができます。

- ・各建設工事の予定価格が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。
- ・建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員※）を当該建設工事に配置していること。

※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- ・CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- ・人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- ・当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- ・兼務する工事の数が2を超えないこと。
- ・専任特例２号との併用でないこと。
- ・牛久市以外(県や他市町村等)が発注する工事との兼務については、当該発注者(県や他市町村等)が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。

（＊６）営業所技術者等を、専任を要する現場に配置できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。

- ・所属する営業所で契約締結した工事であること。
- ・兼ねる工事の現場数が1以下であること。
- ・各建設工事の予定価格が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。
- ・建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員※）を当該建設工事に配置していること。

※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- ・CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- ・人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- ・当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- ・工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。
- ・現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。